

第 88 号

平成27年度徳島県病院事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成27年度徳島県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	213,012人	197,667人
外 来	267,786人	263,348人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	582人	540人
外 来	1,102人	1,084人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	3,338,000千円	3,296,174千円
医療器械及び備品購入費	249,433千円	232,190千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	21,843,438千円	389,053千円	22,232,491千円
第1項 医療収益	18,105,601千円	478,583千円	18,584,184千円
第2項 医療外収益	3,737,837千円	△89,530千円	3,648,307千円
支 出			
第1款 病院事業費用	22,363,694千円	1,089,434千円	23,453,128千円

第1項 医 業 費 用	21,589,405千円	741,149千円	22,330,554千円
第2項 医 業 外 費 用	774,289千円	23,583千円	797,872千円
第3項 特 別 損 失		324,702千円	324,702千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額983,834千円」を「不足する額964,598千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,619千円及び過年度分損益勘定留保資金979,215千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,925千円及び過年度分損益勘定留保資金957,673千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	8,238,967千円	△36,774千円	8,202,193千円
第1項 企 業 債	2,502,000千円	△34,000千円	2,468,000千円
第2項 負 担 金	684,759千円	△7,454千円	677,305千円
第4項 補 助 金	1,052,208千円	4,680千円	1,056,888千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	9,222,801千円	△56,010千円	9,166,791千円
第1項 建 設 改 良 費	3,597,369千円	△56,010千円	3,541,359千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病 院 整 備 事 業	千円 2,502,000	千円 2,468,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	11,182,665千円	18,518千円	11,201,183千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「4,760,000千円」を「5,580,000千円」に改める。

平成28年2月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 89 号

平成27年度徳島県電気事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成27年度徳島県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		(補正前)	(補正後)
(1) 供給電力量	水力発電所	326,300,000 k W h	362,897,000 k W h
	太陽光発電所	4,692,000 k W h	5,319,260 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,842,884千円	1,837,502千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	3,118,621千円	92,527千円	3,211,148千円
第1項 営業収益	2,885,542千円	63,423千円	2,948,965千円
第2項 附帯事業収益	202,694千円	27,097千円	229,791千円
第3項 財務収益	22,569千円	845千円	23,414千円
第4項 事業外収益	7,816千円	△92千円	7,724千円
第5項 特別利益		1,254千円	1,254千円
支 出			
第1款 事業費用	2,929,511千円	19,599千円	2,949,110千円
第1項 営業費用	2,701,209千円	△82,050千円	2,619,159千円
第2項 附帯事業費用	175,225千円	223千円	175,448千円
第4項 事業外費用	48,065千円	101,426千円	149,491千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,145,890千円」を「不足する額2,140,508千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,173千円, 中小水力発電開発改良積立金610,798千円及び過年度分損益勘定留保資金1,398,919千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額168,685千円, 建設改良積立金442,000千円, 中小水力発電開発改良積立金610,158千円及び過年度分損益勘定留保資金919,665千円」に改め, 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	2,800,884千円	△5,382千円	2,795,502千円
第1項 建設改良費	1,842,884千円	△5,382千円	1,837,502千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,028,110千円	△60,190千円	967,920千円

平成28年2月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 90 号

平成27年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(2) 年間総給水量	66,399,720m ³	66,491,520m ³	阿南工業用水道	27,669,600m ³	27,761,400m ³
(3) 1日平均給水量	181,420m ³	181,671m ³	阿南工業用水道	75,600m ³	75,851m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	599,850千円	425,246千円
			阿南工業用水道改良工事	498,123千円	398,542千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	1,182,932千円	△423千円	1,182,509千円
第1項 営業収益	1,115,189千円	1,775千円	1,116,964千円
第2項 営業外収益	67,743千円	△2,198千円	65,545千円
支 出			
第1款 事業費用	1,085,632千円	△94,052千円	991,580千円
第1項 営業費用	995,932千円	△125,217千円	870,715千円
第2項 営業外費用	89,700千円	31,165千円	120,865千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額379,302千円」を「不足する額102,158千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,102千円及び過年度分損益勘定留保資金299,200千円」を「減債積立金102,158千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	900,577千円	2,959千円	903,536千円
第1項 固 定 資 産 売 却 代	577千円	△478千円	99千円
第3項 そ の 他 収 入		3,437千円	3,437千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,279,879千円	△274,185千円	1,005,694千円
第1項 建 設 改 良 費	1,097,973千円	△274,185千円	823,788千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	229,826千円	△46,130千円	183,696千円

平成28年2月25日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門